

# 認定基準の 案内



静岡運輸支局 整備担当  
静岡市駿河区国吉田2丁目4-25

TEL<054>261-7622

FAX<054>262-4345

# 「自動車整備工場」の経営を 希望される皆様へ

自動車分解整備事業を営むには、**分解整備**を行う事業場ごとに  
地方運輸局長の**認証**を受ける必要があります。

(道路運送車両法第78条)

**分解整備**とは次のものをいいます。(道路運送車両法施行規則第3条)

1. **原動機**を取り外して行う自動車の整備又は改造
2. **動力伝達装置**のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く)、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
3. **走行装置**のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く)又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く)の整備又は改造
4. かじ取り装置(**操縦装置**)のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
5. **制動装置**のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く)若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
6. **緩衝装置**のシャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造  
※リーフスプリング、エアスプリング等が該当する。
7. けん引自動車又は被けん引自動車の**連結装置**(トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造  
※キングピン、カップラ、ルネットアイ、ピントルフック等が該当する。

**◎認証を取得するためには以下の基準を満足することが条件です。**

## 1. 申請者の適格性(イ～ニに該当しない者であること。)

- イ、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ、認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ハ、未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ、法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

## 2. 従業員の基準

イ、事業場ごとに整備主任者を届出することが必要となります。

ロ、**整備主任者**の資格は次のとおりです。

- ・自動車整備士の技能検定のうち1級又は2級の試験に合格したもの。

なお、原動機を対象とする分解整備を行う場合は、2級自動車シャシ整備士は整備主任者になれません。

ハ、事業場には、整備主任者のほかに分解整備に従事する従業員を必ず雇用するものとし、従業員の数により下記に示す整備士数を確保しなければなりません。

整備主任者と分解整備に従事する人員の合計数	整備士数
2人 から 4人まで	1人
5人 から 8人まで	2人
9人 から 12人まで	3人
13人 から 16人まで	4人
17人 から 20人まで	5人
以下4人増すごとに	1名追加

## 3. 事業場の設備基準

### イ、作業場面積

5ページの作業場面積基準を参考にして下さい。

#### <作業場面積基準についての注意事項>

- ・屋内作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は、点検を実施するのに十分であればよい。
- ・車両置場は公道に出ることなく同一敷地内に確保すること。
- ・屋内作業場の間口・奥行の寸法は、**柱の内寸法**とし、床面は平滑に舗装されていること。
- ・屋内作業場として申請する建物は、建築物の確認通知書（確認済証）において主要用途が「**自動車整備工場（コード番号08350）**」として許可された建物であり、自動車整備工場として指定された床面で申請して下さい。

### ロ、認証基準工具

6ページの「認証基準工具一覧表」を参考にして下さい。

#### <認証基準工具についての注意事項>

- ・全装置を対象とする認証工場 → 基準工具全て必要です。
- ・装置の限定をされる認証工場 → 対象とする装置ごとに基準工具が異なります。

**※工具の性能は対象とする自動車により異なりますのでご注意ください。**

## 4. 自動車整備工場を建築する場合

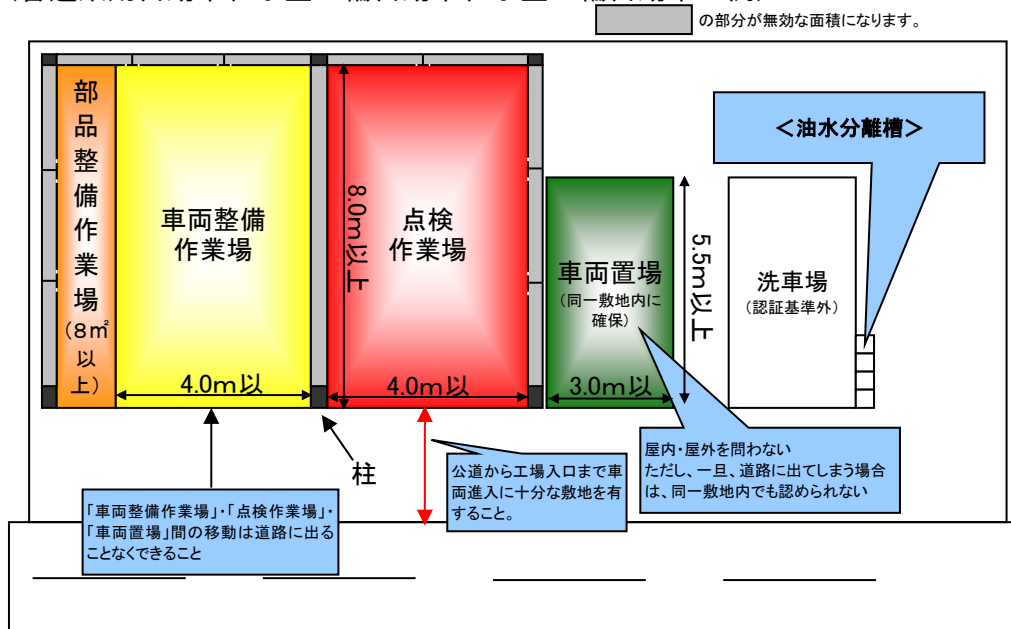
- ・自動車整備工場を建築しようとしている土地について、市町村役場にある土地利用規制図、都市計画図等で、その用途地域を確認して自動車整備工場の**建築確認申請**を行ってください。  
 なお、この用途地域により、自動車整備工場の**建築面積が制限**されますので下表を参考にして下さい。

用途区分	自動車整備工場床面積の制限
市街化区域・市街化調整区域	農地転用が必要
第一種、第二種住居専用地域	建築不可能
第一種住居地域	自動車整備工場床面積が <b>50㎡以下</b> に制限※
第二種住居地域	自動車整備工場床面積が <b>50㎡以下</b> に制限※
準住居地域	自動車整備工場床面積が <b>150㎡以下</b> に制限※
近隣商業地域	自動車整備工場床面積が <b>300㎡以下</b> に制限
商業地域	
準工業地域	
工業地域	制限なし
工業専用地域	

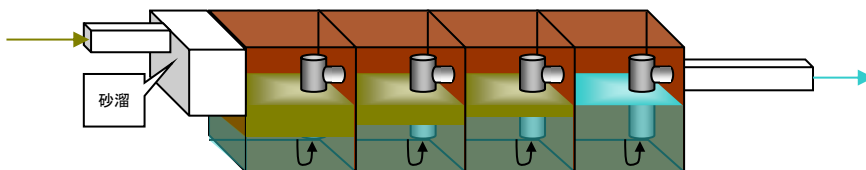
注意 ※エア・コンプレッサの原動機の出力に制限があります。

## 5. 作業場等の基準早見図

(普通乗用自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車の例)



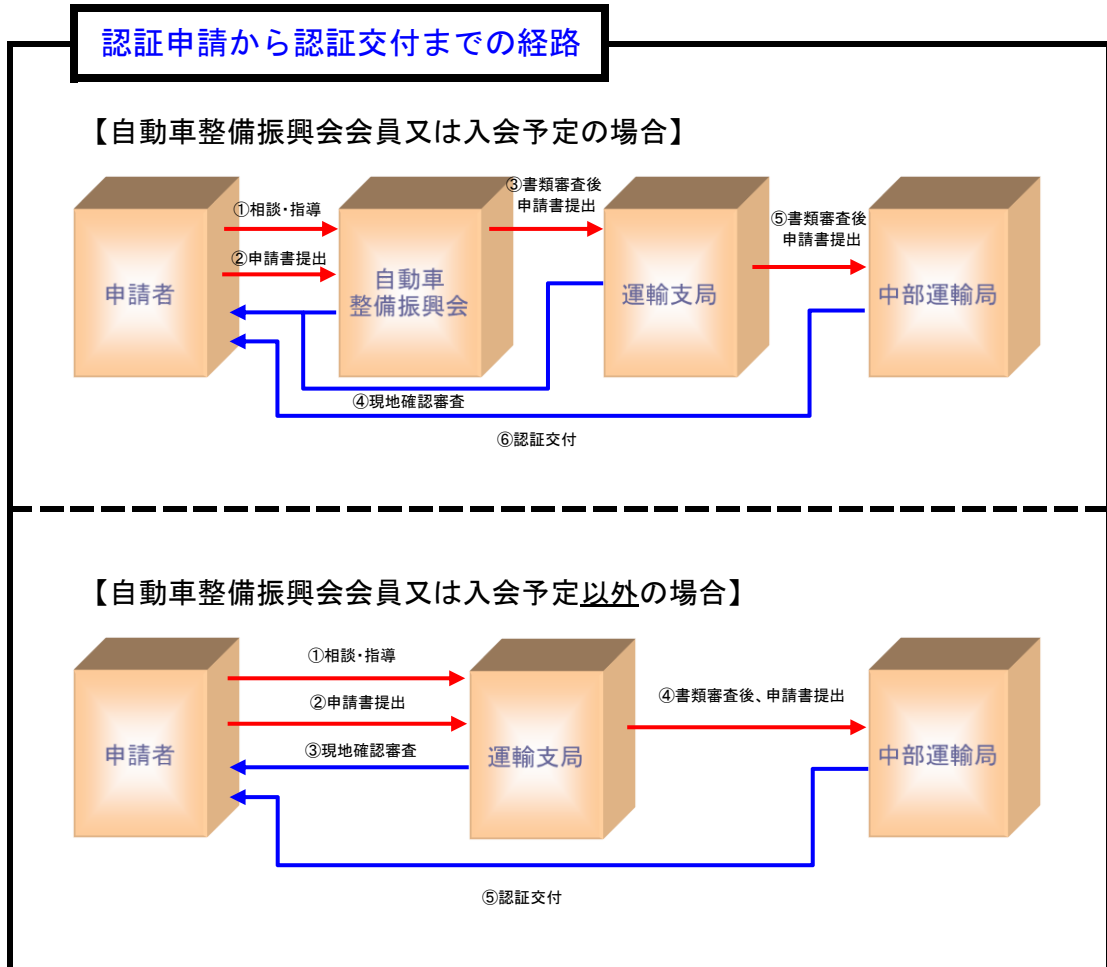
### <油水分離槽>



油水分離槽は、洗車場の有無に関係なく、公害防止のため設置するのが望ましい。  
 設置基準、規格並びに設計上の構造基準は市町村役場の公害対策課等にお問い合わせ下さい。

## 6. 認証申請の手続き

認証の申請は、運輸支局を経由して地方運輸局長に行います（自動車整備振興会会員又は入会予定の場合は、自動車整備振興会に相談のうえ認証申請書類の提出を行います）。



### ◎ 認証申請提出書類

認証申請手続きに関する提出書類は次のとおりです。

1. 自動車分解整備事業認証申請書
2. 自動車整備事業概要
3. 事業場平面図
4. 作業機械等一覧表
5. 整備主任者選任届
6. 整備主任者が1級又は2級の自動車整備士技能検定に合格していることを証する書面……（合格証書（写）等）
7. 申請者の住民票又は商業登記簿謄本
8. 事業場の所在地を証する書面（土地又は建物の登記簿謄本等）
9. CO・HCテストの基準適合性試験成績表（写）……（校正結果成績表等）

※自動車整備振興会に相談のうえ申請される場合、1.～5.までの用紙は自動車整備振興会にあります。

事業の種類	対象となる自動車		項	屋内作業場					車両置場	
				車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場			
	対象自動車の種類	対象自動車	対象装置	間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行
普通自動車分解整備事業	対象とする自動車に大型特殊自動車及び下記の普通自動車が含まれるもの 車両総重量8トン以上 最大積載量5トン以上 乗車定員30人以上	普通(大型) 普通(中型) 普通(小型) 普通(乗用) 大型特殊を含む	原動機	5m以上	1.3m以上	1.2㎡以上	5m以上	1.3m以上	3.5m以上	1.1m以上
			動力伝達装置	5m以上	1.2m以上	7㎡以上	5m以上	1.2m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
	連結装置	3.5m以上	1.2.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	1.2.5m以上				
	対象とする自動車に大型特殊自動車又は下記の普通自動車が含まれるもの 車両総重量8トン未満 最大積載量2トンを超え5トン未満 乗車定員11人以上29人以下	普通(中型) 普通(小型) 普通(乗用) 大型特殊を含む	原動機	5m以上	1.0m以上	1.2㎡以上	5m以上	1.0m以上	3.5m以上	8m以上
			動力伝達装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
緩衝装置										
連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上					
対象とする自動車に下記の普通自動車が含まれるもの 車両総重量8トン未満 最大積載量2トン以下 乗車定員10人以下	普通(小型) 普通(乗用)を含む	原動機	4.5m以上	8m以上	1.0㎡以上	4.5m以上	8m以上	3m以上	6m以上	
		動力伝達装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上			
		走行装置								
		操縦装置								
		制動装置								
		緩衝装置								
連結装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5m以上					
対象とする自動車が普通乗用自動車(3ナンバー)	普通(乗用)	原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上	
		動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上			
		走行装置								
		操縦装置								
		制動装置								
		緩衝装置								
連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上					
小型自動車分解整備事業	対象とする自動車が四輪の小型自動車	小四	原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上
			動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
	連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上				
	対象とする自動車が三輪の小型自動車	小三	原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上
			動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
緩衝装置										
連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上					
対象とする自動車が二輪の小型自動車	小二	原動機	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上	2m以上	2.5m以上	
		動力伝達装置	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上			
		走行装置								
		操縦装置								
		制動装置								
		緩衝装置								
連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上					
軽自動車分解整備事業	対象とする自動車が軽自動車	軽	原動機	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上	2.5m以上	3.5m以上
			動力伝達装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上					

## ＜ 認証基準機械設備一覧表 ＞

機械設備名		普・大	普・中	普・小	普・乗	小四	小三	小二	軽	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置
作業機械	① プレス ★	能力2トン以上 油圧又は手動式のもの								○	○	○	○	○	○	○
	② エア・コンプレッサ	出力180W以上、空気圧5kg/cm以上、タンク容量1.5%以上								○	○	○	○	○	○	○
	③ チェーン・ブロック ★	つり上げ能力1トン以上				500kg以上				○						○
	④ ジャッキ ★	5トン以上		3トン以上		1トン以上				○	○	○	○	○	○	
	⑤ バイス	口金の巾75mm以上								○	○	○	○	○	○	○
	⑥ 充電器									○						
作業計器	① ノギス	最大測定値150mm以上 単位目盛1/20mm以下								○	○	○	○	○	○	○
	② トルク・レンチ									○	○	○	○	○	○	○
点検計器及び点検装置	① サーキット・テスタ									○	○	○	○	○	○	○
	② 比重計									○						
	③ コンプレッション・ゲージ	内燃機関の点検を行わない事業場には不要								○						
	④ ハンディ・バキューム・ポンプ									○	○		○	○		
	⑤ エンジン・タコ・テスタ									○	○		○			
	⑥ タイミング・ライト	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない場合は不要								○						
	⑦ シックネス・ゲージ	リーフの長さ 75mm以上 リーフの枚数 8枚以上								○	○	○	○	○		○
	⑧ ダイヤル・ゲージ	スタンド式のもの								○	○	○	○	○	○	
	⑨ トーイン・ゲージ ★◆	⑨～⑫は、大型特殊(カタピラを有する)を対象とする事業場には不要								○		○	○		○	
	⑩ キャンパ・キャスタ・ゲージ ★◆									○		○	○		○	
	⑪ ターニング・ラジラス・ゲージ ★◆									○		○	○		○	
	⑫ タイヤ・ゲージ									○		○				
	⑬ 検車装置 ★	ビット、検車台、オート・リフト、エア・リフト								○	○	○	○	○	○	
	⑭ 一酸化炭素測定器	国土交通大臣の型式認定を受けたもの、又地方運輸局長が認定したもの(ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場には不要)								○						
	⑮ 炭化水素測定器									○						
工具	① ホイール・ブーラ ★											○		○		
	② ベアリング・レース・ブーラ ★										○	○		○		
	③ グリース・ガン／シャシ・ルブリケータ	吐出圧100kg/cm以上 レバー式グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ								○	○	○	○	○	○	○
	④ 部品洗浄槽	・二輪自動車対象の場合 縦400mm、横500mm、深さ150mm以上 ・その他の場合 縦500mm、横700mm、深さ150mm以上 台付きのもの又は、自動車部品の洗浄に適する洗浄装置								○	○	○	○	○	○	○

★ 小型二輪を対象とする事業場には不要  
 ◆ 小型三輪を対象とする事業場には不要